

公 告

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号）第 16 条の規定により公告する。

なお、本件は、広島県物品等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、電子入札システムを利用して参加する場合は、入札に関する手続については、広島県物品等電子入札システム利用者規約（以下「電子入札システム利用者規約」という。）に従って行わなければなりません。

令和 7 年 10 月 29 日

広島県教育委員会教育長 篠 田 智 志

1 調達内容

(1) 業務名

令和 7 年度乳幼児期の教育・保育の充実に係る調査・分析業務

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

広島市中区基町 9 番 42 号

広島県教育委員会事務局学びの変革推進部乳幼児教育支援センター
（広島県庁東館 5 階）

(5) 入札方法

総価で入札に付する。

なお、本件は、低入札価格調査制度事務処理要領（以下「要領」という。）による低入札価格調査制度の対象とする。

(6) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する金額を加算した金額（10 パーセントを加算した結果 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 令和 6 年広島県告示第 607 号（令和 7 年から令和 9 年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「54A 調査・研究」の資格を認定されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第 11 項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。

3 入札手続等

(1) 入札説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8514 広島市中区基町 9 番 42 号

広島県教育委員会事務局学びの変革推進部乳幼児教育支援センター

(広島県庁東館 5 階)

電話 (082) 513-4978(ダイヤルイン)

イ 交付期間

令和 7 年 10 月 29 日 (水) から令和 7 年 11 月 7 日 (金) まで (土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、又は広島県ホームページからダウンロードすること。

(2) 入札参加資格の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書及び誓約書のほか必要な添付書類 (以下「入札参加資格確認申請書等」という。) を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出期限

令和 7 年 11 月 7 日 (金) 午後 5 時

ウ 提出方法

電子入札システムを使用して提出すること。

エ 入札参加資格の確認結果の通知

令和 7 年 11 月 11 日 (火) までに通知する。

(3) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

電子入札システムを使用して提出すること。

イ 提出期間

令和 7 年 11 月 18 日 (火) 午前 9 時から令和 7 年 11 月 19 日 (水) 午後 5 時までとする。

(4) 開札日時

令和 7 年 11 月 20 日 (木) 午前 9 時 00 分

4 落札者の決定方法

- (1) 広島県契約規則第 19 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、施行令第 167 条の 9 の規定により、その場で直ちに、電子入札システムの電子くじによるくじ引きを行い、落札者を決定する。
- (3) ただし、上記 (1) の落札者となるべき者の入札額が要領により定められた調査基準価格を下回る入札 (以下「低価格入札」という。) であったときは、落札者を決定しないで開札を終了する。
- (4) 開札終了後、当該入札を行った者 (以下「低価格入札者」という。) について、当該入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるか否かの調査 (以下「低入札価格調査」という。) を実施する。この場合、無効とされた者を除く最低価格入札者が 2 人以上あるときは、これらの者のうち、くじ引きによって、優先的に低入札価格調査又は落札者の決定を行うものとする。
- (5) 調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、当該入札を無効とし、以下、落札者が決定するまで順次、無効とされた者を除く最低価格入札者について、前号の調査を実施する。ただし、当該最低価格入札者の入札額が低価格入札でなかった場合は、その者を落札者とする。

○ 低入札価格調査について

- (1) 低価格入札者は、自己の費用負担のもとで低入札価格調査に協力しなければならない。
- (2) 要領第 7 項第 3 号 (同号エの場合を除く。) 及び第 4 号に定めた場合のいずれかに該当するときは、低価格入札者は落札者とならない。

- (3) 低価格入札者は、落札者として契約を締結する場合、自己の費用負担のもとで、要領第 8 項第 1 号に定める業務開始時調査及び第 9 項第 1 号に定める業務完了後調査に協力しなければならないこととし、その旨契約書において約定しなければならない。
- (4) 低価格入札者を落札者として契約を締結する場合において、要領第 11 項に定める措置を実施する。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

- (ア) 県と締結した委託・役務業務契約を平成 19 年 10 月 1 日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった契約種目の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者

(ただし、契約解除の要因となった契約種目は、「54A 調査・研究」の資格に限る。)

契約金額の 100 分の 10 以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

- (イ) 低入札価格調査を経て契約を締結する者

契約金額の 100 分の 10 以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

- (ウ) (ア)又は(イ)以外の者

免除

- (3) 入札者に求められる義務

入札者は、契約を担当する職員から、入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合及び要領に規定する調査への協力を求められた場合、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第 21 条各号に該当する入札は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 調査協力

入札者は、落札者となった場合において、契約を担当する職員から入札額に係る経費内訳書（一般競争入札事務処理要領別記様式第 4 号の 2 の書式による）の提出を求められたとき及び別記様式第 4 号の 3（労働関係法令等の遵守義務に係る確認調査票）による調査が実施されたとき（再委託を行う場合は再委託先を含む。）は、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。

- (7) その他

入札説明書による。

6 問合せ先

〒730-8514 広島市中区基町 9 番 42 号

広島県教育委員会事務局学びの変革推進部乳幼児教育支援センター（広島県庁東館 5 階）

電話 (082)513-4978(ダイヤルイン) F A X (082)212-3331

E-mail kyoyoujic@pref.hiroshima.lg.jp